

## 新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

### 【目次】

1	新型コロナウイルスワクチン接種事業実施体制の構築	… 1
2	指定都市が果たすべき役割の明確化，権限の強化	… 2
3	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付	… 2
4	保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための更なる支援	… 2
5	国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援	… 2
6	危機的な状況にある中小企業等の事業継続に向けた下支えの充実	… 3
7	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	… 3
8	地域公共交通事業者への支援	… 4
9	文化芸術活動への支援の継続・充実	… 4
10	学生が安心して学べる環境づくりへの支援	… 5
11	自治体財政への支援の充実	… 5
	<参考資料>	
①	新型コロナウイルスワクチン接種事業実施体制の構築	… 7
②	自治体財政への支援の充実	… 9

## 新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

### 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業実施体制の構築

#### (1) ワクチン接種経費等の全額国費負担の継続

ワクチン接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、個別医療機関の予約システムの開発など、接種の加速化に向けた自治体独自の取組について、十分な財政支援を行うこと。また、令和4年度以降も必要な経費については、地方自治体の負担が生じないように、全額国費による財政措置を講じること。

#### (2) ワクチンの安定的な供給及び適切な配分等について

国において安定的なワクチン供給を行うとともに、供給の時期や量について、速やかに情報提供を行うこと。併せて、接種の実施に必要な打ち手の更なる確保に向けて取り組むこと。

特に人口の集中する大都市においては、効率的なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するとともに、接種を加速させていく必要があるため、指定都市に対し、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を移譲するとともに、企業や大学での接種に当たっても、指定都市が主体的に実施できる仕組みの構築や支援を行うこと。

加えて、指定都市など大都市部において、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、政府によるワクチン接種会場の設置や、接種を行う人員の確保を含めた運営等により、ワクチン接種の更なる加速化を図ること。

#### (3) ワクチン接種に係る新システムの円滑な運用

ワクチン関連システムに係る地方自治体等からの問い合わせに即時対応できる体制を早急に構築し、入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要なシステム改修を行うこと。

また、地方におけるデータ抽出の負担を軽減するため、住基データ等がワクチン関連システムに自動的に取り込まれるよう、システム間の連携を行うとともに、システム操作に不慣れな医療機関への対応を柔軟に行うこと。

#### (4) 国民への周知・広報

国民へのワクチン接種を円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義及び副反応、禁忌事項も含めた具体的情報について、ホームページ等で分かりやすくタイムリーに情報を発信するなど、積極的に国民に対し周知・広報を行うこと。

#### (5) 接種委託費用単価の引き上げ

接種委託費用単価については、休日や夜間帯の単価の引き上げ、一定の接種回数の実施を条件とした上乘せなどが実施される予定であるが、依然として基本単価（2,070円）については、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、基本単価を見直し、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

## 2 指定都市が果たすべき役割の明確化、権限の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく道府県知事の権限について、指定都市市長に財源と併せて移譲又は付与できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

## 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、更なる増額や対象事業の拡充を図るとともに、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、また、道府県の負担軽減にもつながることから、指定都市を直接交付の対象とすること。

## 4 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための更なる支援

### (1) 保健所等の体制・機能強化

保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。

また、地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

### (2) 安定した地域医療の維持等のための更なる支援

患者の受診控えや救急患者の減少等により医療機関の経営に大きな影響が生じていることから、安定的な地域医療の維持のため、重点・協力医療機関以外であっても必要な支援が行き届くよう、更なる財政措置の充実を図るとともに、診療報酬の見直しや資金繰り対策の拡充等により、医療機関への更なる支援を行うこと。

併せて、保健福祉サービス等の安定的な維持のため、社会福祉施設等に対する更なる支援も行うこと。

## 5 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援

収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和2年度に引き続き、国による全額の財政支援を継続すること。

## 6 危機的な状況にある中小企業等の事業継続に向けた下支えの充実

### (1) 経営への影響が深刻な事業者等への継続した支援の充実

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や3度目の緊急事態宣言の発令により、一層厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者等に対し、金融・経営面の支援を充実するとともに、あらゆる事業者に支援が行き届くよう、幅広い業種を対象に、申請要件を緩和かつ申請手続きを簡略化した活用しやすい支援制度を構築すること。加えて、持続化給付金をはじめ、これまで実施されている国による事業者等への支援策を継続・充実・再実施すること。

### (2) 金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援

融資制度における信用保証制度の対象について、公益法人等の法人形態についても対象となるよう、要件を緩和すること。

また、資金繰りが厳しい中小企業・小規模事業者等の既往債務について、事業者の実情に応じ柔軟に条件変更ができるよう、民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の返済期間の長期化や無利子期間の延長等、金融支援制度を拡充するとともに、条件変更に伴う追加の信用保証料に対する補助を実施し、事業者の負担軽減を図ること。

### (3) 中小企業のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実

中小企業等のデジタル化や、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、IT導入補助金における最低賃金要件等の緩和や中小企業デジタル化応援隊事業における事業者負担分の軽減など、国において取り組んでいる施策を柔軟に運用するとともに、デジタル化やDXを一層推進する施策を充実させること。

### (4) 雇用の維持・創出に向けた支援の充実

雇用の維持に向け、雇用調整助成金の特例措置などの支援策を継続するとともに、新たな雇用を生み出す基金制度の創設など、雇用創出の対策を講じること。

また、新たに創設された両立支援等助成金（育児休業等支援コース）「新型コロナウイルス感染症対応特例」について、助成額の嵩上げや労働者からの直接申請に対応するなど制度の充実を図るとともに、労働局からの企業への働きかけなど、制度周知・活用の促進に取り組むこと。

## 7 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

現在は人流の抑制をはじめ、感染防止対策を最優先とするべき時期であるが、感染拡大が落ち着いた経済の回復期に向け、以下4点を要望する。

### (1) 安心・安全な観光・MICEを実現するための環境整備の強化

観光客やMICE参加者の安心・安全を確保するため、観光事業者等の衛生対策や、設備等の導入に対する支援策を講じるとともに、インバウンドの受入を再開する際には、水際対策、検疫体制整備、衛生管理等を徹底すること。

(2) 観光事業者等による生産性の向上、観光客等への情報発信などの取組への支援の拡充  
レジリエントな観光・MICEの実現に向け、観光事業者等が実施する生産性の向上や従業員の処遇改善、危機管理対応などの取組への支援を更に拡充するとともに、観光客等への情報発信や観光コンテンツの造成、受入環境整備等の取組への支援を更に拡充すること。

(3) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた対策及び支援の拡充等  
観光需要の喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた効果的な対策を強化するとともに、インバウンドの受入再開時に、上質な観光サービスを求め、これに対価を支払う観光客の積極的な誘致やプロモーションなど、インバウンド需要の取り込みにつながる効果的な施策を講じること。

また、地域で観光課題が生じないように、感染症予防・拡大防止の徹底や観光客のマナー向上、混雑緩和など、市民生活と観光との調和を図るための十分な対策を講じるとともに、観光の重要性の周知や機運の醸成を図ること。

併せて、DMO等が実施する地域独自の消費喚起策等に対する財政措置などの支援策を実施すること。

(4) デジタル社会における地方創生に資する観光統計の整備拡大

観光による地方創生の推進に向け、観光施策の企画・立案に必要な基礎データを全国の市町村レベルで把握できるよう、民間企業等が保有するビッグデータ等を活用しながら観光統計の整備・拡大に取り組むとともに、需要回復期には、観光統計を活用し、観光客の分散化・回遊促進につながるプロモーションや受入環境整備に関する施策を講じること。

## 8 地域公共交通事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、地域公共交通事業者における厳しい経営状況が継続していることを踏まえ、市民の生活の足として、また、社会経済活動に不可欠な動線として、将来にわたって公共交通を維持・確保していくため、地域公共交通事業者への支援を継続すること。

## 9 文化芸術活動への支援の継続・充実

イベント開催制限等に伴う文化芸術関係者への支援策を充実させること。

また、地方自治体が地域の実情に応じて実施する文化芸術支援策に対して、必要な財政措置を講じること。

## 10 学生が安心して学べる環境づくりへの支援

コロナ禍等により経済的な困難や不安を抱えている学生に対する経済的負担軽減策の充実を図るとともに、大学において実施する学習環境の整備、課外活動・学生寮等における感染拡大防止策及び学生・教職員のPCR検査実施に対する財政支援を行うこと。加えて、学生等に対する大学でのワクチン接種について、迅速かつ確実な実施に向けた取組を進めること。

また、留学の際の出入国に係る措置等への柔軟な対応や留学生の受入から定着まで一貫した取組への支援を充実させること。大学・学生への誹謗中傷の防止に向けた啓発・情報発信を行うこと。

さらに、人口減少社会等を迎える中、大学を取り巻く状況は厳しさを増していることから、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金など、大学運営に必要な基盤的経費等への支援の充実を図るとともに、特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織への支援の充実を図ること。

## 11 自治体財政への支援の充実

### (1) 地方交付税の必要額の増額確保

新型コロナウイルス感染症の影響による財政需要の増大や税収の減少等を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を措置するとともに、必要な一般財源を確保すること。

### (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額及び継続

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国の予備費の活用も含めて増額を行うなど、市民生活や地域経済を守るために必要な財政措置を講じること。

また、増額に当たっては、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。

さらに、交付金の算定に当たっては、市単位の陽性者数に基づき算定するなど、大都市における財政需要を適切に反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に対し十分に配慮すること。

### (3) 減収補てん債の対象税目拡大

減収補てん債の対象税目の拡大について、令和2年度に限ることなく、令和3年度以降も減収状況を見ながら継続するなど、弾力的な運用を行うこと。

### (4) 猶予特例債の弾力的な運用

猶予特例債の償還期限について、1年に限ることなく、一部借換えを認めるなど弾力的な運用を行うこと。

## (5) 固定資産税の安定的な確保

令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、評価替えに伴い税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることとされたが、地価上昇が続いた本市においては、地方交付税の算定を踏まえてもなお15億円余りの影響が見込まれるなどその影響が大きく、かつ財政需要も大きいことを踏まえ、これに伴い増収とならなかった税収額については、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」などにより全額を国が補填すること。

また、固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。

## (6) 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援

将来に渡り、「市民の足」としての役割を担う市バス・地下鉄を維持・確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算を大幅に増額したうえで、著しく経営状況の悪い地下鉄事業を補助対象に含めるとともに、期間を限定した実証運行ではなく、年間を通じた運行経費についても補助対象とすること。

加えて、特別減収対策企業債について、無利子での貸付制度とするなど、財政措置を拡充するほか、償還期間を延長すること。

さらには、これらの支援について令和4年度も継続するとともに、今後もお客様の早期回復は見込めず、また、新しい生活スタイルの定着等により新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであることから、新型コロナウイルス感染症の収束後も、公共交通を維持・確保していくため、更なる抜本的な支援制度を構築すること。

## (7) 上下水道事業における減収に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響による使用水量の大幅な減少に伴い、水道料金及び下水道使用料収入についても大幅な減収となり、上下水道事業の運営のための十分な財源を確保できない状況が続いていることから、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大や収束の状況を踏まえ、緊急かつ柔軟に財政支援を行うこと。

令和3年6月

京都市長 **門川 大作**

## <参考①> 新型コロナウイルスワクチン接種事業実施体制の構築

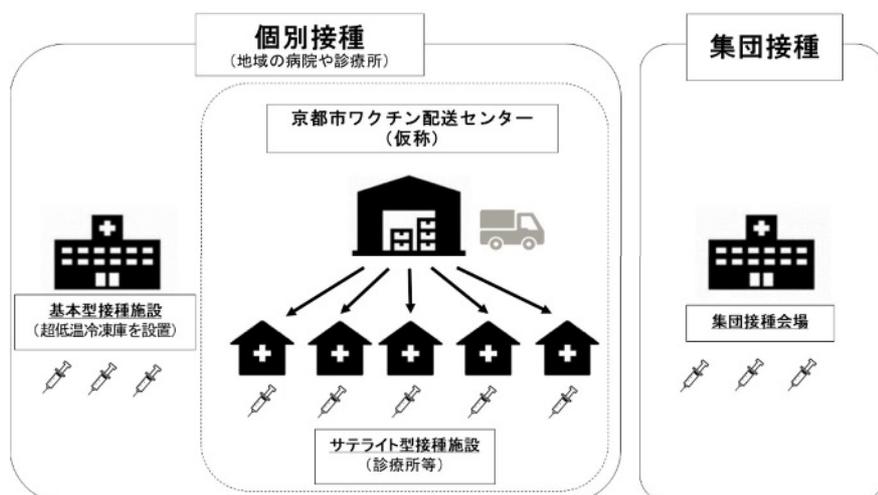
### 1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る本市の取組

本市では、地域の医療体制が整備されている強みを活かし、医師会等との緊密な連携の下、地域の病院や診療所等におけるきめ細かな「個別接種」（令和3年5月末現在、約800の医療機関が協力）を中心とし、医療機関での個別接種が難しい場合にもお住まいの地域で接種いただける「集団接種」（令和3年5月末現在、市内全16会場で実施）を併せて実施する体制の構築に取り組んでいる。

また、医療機関の負担を軽減するため、各病院・診療所へのワクチンの配送拠点として、ワクチンの保管・小分け・配送を担う「ワクチン配送センター」を設置した。

さらに、専用ポータルサイトや本市の公式ホームページに加え、本市広報誌や市政広報板ポスター、電光掲示板等、様々な媒体を活用し、広報・情報発信を実施している。

#### <実施体制のイメージ>



#### <参考：接種対象者（概数）>

	厚生労働省が示す人数の算定方法	本市における概数（約130万人） ※住民基本台帳に記載のない者も含む
① 医療従事者等	総人口の3%	約4万人
② 高齢者	65歳以上の住民基本台帳人口	約41万人
③ 基礎疾患を有する者	総人口の8.2%（20～64歳の場合）	約12万人
高年齢施設等従事者	総人口の1.6%	約2万人
60～64歳の者	60～64歳の住民基本台帳人口	約8万人
④ ①～③以外の者（16歳以上）		約63万人

## 2 課題

- (1) ワクチン接種に係る国庫補助の対象期間が令和3年9月末まで
- (2) ワクチン接種の円滑かつ迅速な実施、及び柔軟な接種対応
  - ・ 安定的なワクチン供給
  - ・ 供給時期や供給量に係る確実な事前の情報提供
  - ・ 感染者数の割合等、実情に応じたワクチンの配分
  - ・ 感染の急激な拡大が懸念される地域における速やかなワクチン接種の実施
  - ・ 安心安全にワクチンを接種いただくために必要な情報の提供

- ・ 企業や大学等に通う方の接種に向けた柔軟かつ迅速な対応
- (3) ワクチン接種に係る事務負担の軽減
- ・ 内閣府と厚生労働省のシステムの未連携により、各医療機関における事務作業に大きな負担が発生
  - ・ 各地方自治体において、内閣府のシステムに転出入者の情報を随時入力することに大きな負担が発生
- (4) 接種医療機関の更なる確保に向けた接種委託費用単価の設定

### 3 提案・要望

- (1) ワクチン接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、個別医療機関の予約システムの開発など、接種の加速化に向けた自治体独自の取組に十分な財政支援を行うこと。また、令和4年度以降も必要な経費については、地方自治体の負担が生じないように、全額国費による財政措置を講ずること。
- (2) 国において安定的なワクチン供給を行うとともに、供給の時期や量について、速やかに情報提供を行うこと。併せて、接種の実施に必要な打ち手の更なる確保に向けて取り組むこと。

特に人口の集中する大都市においては、効率的なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するとともに、接種を加速させていく必要があるため、指定都市に対し、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を移譲するとともに、企業や大学での接種に当たっても、指定都市が主体的に実施できる仕組みの構築や支援を行うこと。

加えて、指定都市など大都市部において、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、政府によるワクチン接種会場の設置や、接種を行う人員の確保を含めた運営等により、ワクチン接種の更なる加速化を図ること。

- (3) ワクチン関連システムの地方自治体等の問い合わせに即時対応できる体制を早急に構築し、入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要なシステム改修を行うこと。

また、地方におけるデータ抽出の負担を軽減するため、住基データなどがワクチン関連システムに自動的に取り込まれるよう、システム間の連携を行うとともに、システム操作に不慣れな医療機関への対応を柔軟に行うこと。

- (4) 国民へのワクチン接種を円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義及び副反応、禁忌事項も含めた具体的情報について、ホームページ等で分かりやすくタイムリーに情報を発信するなど、積極的に国民に対し周知・広報を行うこと。
- (5) 接種委託費用単価については、休日や夜間帯の単価の引き上げ、一定の接種回数の実施を条件とした上乘せなどが実施される予定であるが、依然として基本単価（2,070円）については、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、基本単価を見直し、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

## <参考②> 自治体財政への支援の充実

### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額及び継続

#### (1) 臨時交付金（地方単独分）配分状況

全市町村の1人あたり交付限度額は15,170円/人である一方、指定都市の平均は10,848円/人となっており、一般市町村へ多く配分されている傾向にある。

項目	交付限度額	人口（人）	人口1人あたり 交付限度額
総合計	3兆 6,384億円	127,094,745	
都道府県分	1兆 7,104億円	127,094,745	13,457円/人
市町村分	1兆 9,280億円		15,170円/人
うち指定都市	2,983億円	27,497,224	10,848円/人

※ R2国予算は4.5兆円（1次補正：1兆円＋2次補正：2兆円＋3次補正1.5兆円）計上されている。残額8,616億円については、今後配分される予定（①国庫補助事業の地方負担分として、各省による補助金等の交付決定等の状況に応じて市町村に配分、②飲食店への協力金として都道府県に配分される予定）

#### (参考) 本市の配分状況

本市の1人あたり交付限度額は、12,770円/人となっている。

項目	交付限度額（百万円）			人口 【B】	1人あたり交付額		
	合計 【A】	一次分	二次分		三次分	（円/人） 【A/B】	順位
京都市	18,838	3,160	10,883	4,795	1,475,183	12,770	3位
他都市平均	14,708	2,528	8,463	3,718	1,369,581	10,739	
大阪市	31,578	4,551	19,056	7,971	2,691,185	11,734	9位
堺市	10,029	1,860	5,696	2,473	839,310	11,949	8位
神戸市	18,639	3,334	10,634	4,671	1,537,272	12,125	6位
合計	298,287	51,184	171,673	75,430	27,497,224	10,848	

#### (2) 本市の活用状況について

##### ➤ 令和2年度の臨時交付金の活用状況

20,455百万円

##### ➤ 令和3年度の臨時交付金の活用可能額

1,427百万円（今後、国庫補助事業の地方負担分として、示される額等を除く）

#### (3) 今後の財政需要について

現時点で、令和3年度におけるコロナ対策にかかる財政需要額を見通すことは困難であるが、コロナ感染症拡大の影響が長期化していることから、対策に万全を期すためにも、少なくとも令和2年度と同程度の臨時交付金が必要と考える。

#### (4) 提案・要望

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国の予備費の活用も含めて増額を行うなど、市民生活や地域経済を守るために必要な財政措置を講じること。

また、増額に当たっては、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。

さらに、交付金の算定に当たっては、市単位の陽性者数に基づき算定するなど、大都市における財政需要を適切に反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に対し十分に配慮すること。

## 2 減収補てん債の対象税目拡充について

### (1) 概要

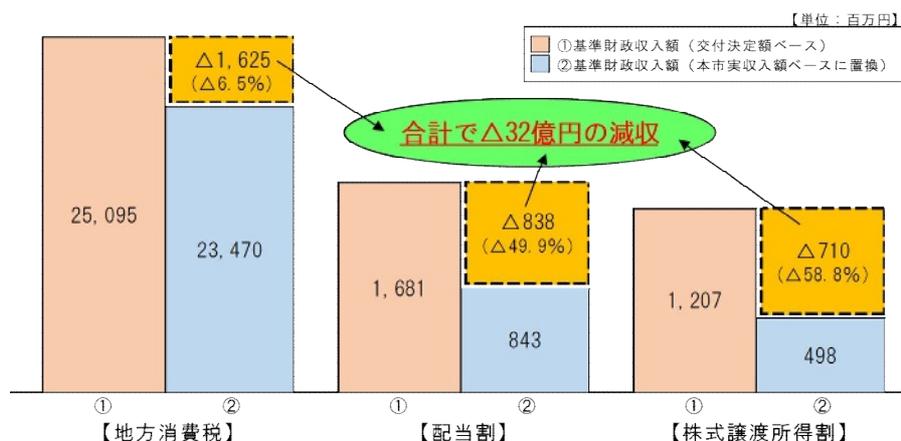
令和2年度に地方交付税法等が改正され、地方消費税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税、不動産取得税（都道府県のみ）の7税目の減収についても、減収補てん債を発行できることとなり、本市では24億円の減収補てん債を追加発行分として予算計上した（令和2年度限りの特例）。

### (2) 対象税目拡充の効果

新型コロナウイルスによる経済等への影響は長期化しており、令和3年度、さらに減収となる可能性もある中、引き続き減収補てん債の対象税目が拡充されれば、安定的な財政運営に支障をきたす減収を回避することができる。

なお、平成28年度、地方消費税等において、交付税制度上の収入と実際の収入額が大きく乖離し、結果的に交付額が32億円の減収となった。

【参考】平成28年度の本市における市町村交付金の基準財政収入額の算入額と実績比較



### (3) 提案・要望

減収補てん債の対象税目の拡大について、令和2年度に限ることなく、令和3年度以降も減収状況を見ながら継続するなど、弾力的な運用を行うこと。

### 3 固定資産税の安定的な確保

#### (1) 令和3年度税制改正の概要

令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置によって固定資産税等の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じることとされた。

このことによる本市の影響額（地価上昇による増収分の逸失）は、固定資産税と都市計画税を合わせて約37億円となる見込みである。

#### (2) 本市における影響額の試算

(単位:億円)

	影響額	交付税措置	一般財源 影響見込額
固定資産税	△29.4	+22.1	△7.4
都市計画税	△7.7	-	△7.7
合計	△37.1	+22.1	△15.1

※ 今回見込まれる影響額のうち、固定資産税については75%の交付税措置がされるため、一般財源収入ベースでは約△15億円の見込み。

※ 今回の税制改正については、令和3年度の評価替えにおいて課税標準額が増額となった場合に、令和2年度と同額に据え置く措置のため、対令和2年度予算から減収となるものではない。

#### <参考1>市内の地価公示地点及び地価調査地点の価格の動向

区 分		29年→30年	30年→元年	元年→2年
地価公示 (1月1日)	住宅地	1.3%	2.0%	1.8%
	商業地	9.1%	13.4%	11.2%
地価調査 (7月1日)	住宅地	2.0%	2.0%	0.1%
	商業地	12.5%	11.5%	1.4%

#### <参考2>

本市における固定資産税等に係る令和3年度における特別な措置の対象件数

宅地		筆 数	割 合 (%)
筆数 ベース	引下げ	169,876	26.3
	据置き	476,470 (51,558)	73.7 (8.0)
	引上げ	0 (424,912)	0.0 (65.7)

※ ( ) 内は特別な措置がなかった場合の筆数及び割合

#### (3) 提案・要望

令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、評価替えに伴い税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じることとされたが、地価上昇が続いた本市においては、地方交付税の算定を踏まえてもなお15億円余りの影響が見込まれるなどその影響が大きく、かつ財政需要も大きいことを踏まえ、これに伴い増収とならなかった税収額については、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」などにより全額を国が補填すること。

また、固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。